コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

create restaurants holdings inc.
最終更新日：2015年5月28日
株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
代表取締役社長　岡本　晴彦
問合せ先：03-5488-8001（代表）
証券コード：3387
http://www.createrestaurants.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任とそのあるべき姿を十分に認識し、法令遵守を意識した透明性ある企業活動を目指すことを経営上の重要な課題の一つとして位置付けております。
当社は、株式公開企業として企業価値の増大・最大化がコーポレート・ガバナンスの基本目標であるとの認識に基づき、株主の利益を重視し、企業責任を果たすとともに、経営の効率化を推進し企業価値を継続的に高めていくため、「公正且つ透明な経営」「迅速且つ的確な経営及び執行判断」をなし得るコーポレート・ガバナンス体制の構築を図ってまいります。
また、その実現のため、経営体制のみならず組織や制度等の一層の充実・整備に注力し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいりたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率　10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社後藤国際商業研究所	14,721,000	46.62
株式会社ユリッサ	894,000	2.83
岡本　晴彦	795,900	2.52
ビービーエイチフオーフイデリテイロープライスドストツクフアンド（プリンシパルオールセクターサブポートフオリオ）	441,500	1.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	422,500	1.34
川井　潤	405,000	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	343,600	1.09
岡本　梨紗子	282,000	0.89
岡本　侑里子	282,000	0.89
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	238,700	0.76

支配株主（親会社を除く）の有無　―――

親会社の有無 更新　なし

補足説明 更新

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

SFPダイニング株式会社は、当社の連結子会社であり、東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、SFPダイニング株式会社とは緊密な連携を保ちつつ、事業活動については独立性を尊重しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の会計監査への立会いや、四半期に一度を目安として、意見及び情報交換会を行う等緊密な連携を保ち、監査の有効性・効率性を高めております。また、監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行に当たり、内部監査チームと定期的に意見交換を実施し、積極的に情報交換を行う等相互に連携を取りながら緊密な連携を保ち、監査の有効性・効率性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大木　丈史	弁護士													
根本　博史	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大木　丈史	○	――	法務に精通しており、法的な知見より当社経営の質の向上及び独立的な立場から、経営監査機能の強化を図ることを期待して、社外監査役として選任しております。 同氏は、現在・最近及び過去において、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、一般株主保護に寄与すると考え、独立役員として指定した次第です。
			公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する知見を相当に有しており、当社の監査体

根本　博史	○	―――	制強化に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 同氏は、現在・最近及び過去において、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、一般株主保護に寄与すると考え、独立役員として指定した次第です。

【独立役員関係】

独立役員の人数　2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬は、月例定額報酬を基礎としながら、部分的に業績連動報酬を導入しております。これは、取締役の報酬は、職務執行の対価であることや、役員の生活保障を図るべきこと等の考え方に基づくものであります。尚、月例定額報酬と業績連動報酬の合計額は、株主総会で決議された支払限度額を上限としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は取締役に対する報酬として、年額158百万円を支払っており、また、監査役に対する報酬として年額15百万円支払っており、内社外監査役に対しては年額7百万円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で、職務、実績等を総合的に判断し決定しております。報酬限度額につきましては、平成18年5月30日開催の第9期定時株主総会において、取締役を年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役を年額20百万円以内とすることを決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会開催の際、総務チームより取締役会招集通知及び資料を送付し、報告及び決議事項に関する事前説明を行うとともに、社外取締役及び社外監査役からの質問に対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）業務執行
当社の取締役会は、5名の取締役で構成されており、法令上の規定事項その他経営の重要事項について、審議及び決定を行う機関と位置付け、業務執行状況の監督を行っております。取締役会は、原則毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。また、取締役もしくは執行役員は部門責任者として各本部の業務を分掌しており、牽制機能が働く組織体制となっております。

（2）監査役及び監査役会
当社は、監査役設置会社であり、2名の社外監査役を含む3名の監査役にて監査役会を組織しております。監査役会は、原則毎月1回開催しており、経営の妥当性やコンプライアンス等に関して意見交換・審議し、適宜経営に対して助言を行っております。また、各監査役は、原則として全員が毎回取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役の職務執行について厳正な監査を行っております。
更に、内部監査チームや会計監査人と相互に連携を取りながら効率的な監査の実施に努め、監査機能の強化を図っております。

（3）内部監査
当社では、社長直属の内部監査チーム（4名）が内部監査を実施しております。内部監査は、作成した年間の監査計画に基づき、往査または書面により内部監査を行います。内部監査チームリーダーは監査終了後、監査報告書を作成し、社長に提出、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門長より指摘事項に係る改善状況について報告を受け、状況の確認を行っております。

（4）会計監査人
当社は有限責任監査法人トーマツからの会計監査を受けており、直前事業年度の会計監査業務を執行した公認会計士は原田誠司、山本千鶴子の2名であります。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他3名であり、いずれも有限責任監査法人トーマツに所属しております。

（5）取締役候補者の指名及び報酬決定方法
取締役候補者の指名については、現任取締役の推薦により、候補者を選定し、取締役会で過半数の信任を得られた場合、取締役候補者として株主総会の議案に上程することとしております。
取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営管理体制の整備や社外監査役2名（2名ともに独立役員）を含む監査役会の設置等により、経営監視機能の面で十分な透明性と適法性が確保されていると考えているため、当該体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算のため、株主総会の開催日は集中日とはなりません。
その他	ホームページにおける招集通知及び決議通知の掲載

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期第2四半期及び期末決算時の年2回開催	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、株主総会の招集通知、アニュアルレポート、適時開示資料等	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名：経営企画部　IRチーム	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の「内部統制システムに関する基本方針」は次の通りです。
「内部統制システムの基本方針」
1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）役職員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう「役職員行動規則」及び「コンプライアンス組織・運営規程」に基づき、定期的な研修等を通じて周知徹底に努める。
（2）社長がチーフ・コンプライアンス・オフィサーとなり、全社のコンプライアンス意識向上に努める。
（3）適切な財務諸表作成のために、経理チームリーダーは「経理規程」に基づき、業務を執行するとともに、周知徹底に努める。
（4）コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、コンプライアンス相談窓口（電子メール）及び顧問弁護士宛の内部通報窓口による報告経路を設置しており、法令違反行為や不正行為の早期発見及び迅速且つ適切な対応を行う体制を整備している。
（5）内部監査チームは各部署の監査を定期的に行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーや監査役会との情報交換会を定期的に開催する。
（6）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、並びに、これらと係わりのある企業や団体、個人とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、また、これらによる不当要求は断固として拒否することを、役職員行動規則において、遵守事項として掲げている。また、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整備している。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、「文章管理規程」に基づき、所定の期間保存する。定めのない情報については、管理本部担当役員と協議の上、保存の要否及び期間を定めて保存する。
（2）取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社グループには、店舗オペレーショナルリスク、コンプライアンスリスク、投資リスク、信用リスクといった事業リスクがある。これらのリスクについては、個々の責任部署が対応し、必要に応じて取締役会において状況の確認及び必要な措置を検討する。
また、各部門のリスク管理責任者は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、リスクを統括する部署へ定期的にリスク管理の状況を報告する。
（2）不測の事態が発生した場合には、「緊急対策規程」に基づき、迅速に対応することとする。
（3）内部監査チームは、グループ各社及び各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長及び管理本部担当役員に報告する。
社長は必要に応じ、取締役会に報告する。
（4）各種リスクの管理状況については、管理本部担当役員が半年に一度、取締役会に報告する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役会は、毎事業年度末までに翌事業年度の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、毎月1回の取締役会において進捗状況を確認する。
また、経営環境及び企業内部環境の変化に応じて経営計画の前提条件の見直しを行う。
（2）取締役会において取締役の業務執行範囲を定めるとともに、「業務分掌規程」に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を実現する。

5．当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
企業集団における業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行うとともに、必要に応じてグループ各社への指導・支援等を実施する。
当社は、当社取締役及びグループ各社社長が出席する定例会議を月1回開催し、経営数値その他重要な情報について、当社へ定期的な報告を行う。
（2）子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
「3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制」のとおり、グループ一体となった損失の危機管理体制を構築する。
（3）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務執行の報告を受けるとともに、子会社の重要な決定については「関係会社管理規程」に基づく当社取締役会への付議又は報告を行うこと等により、子会社の職務の執行の効率を確保する。
（4）子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ各社には取締役または監査役として当社の取締役または使用人を派遣し、取締役は当該グループ各社の職務執行を監督し、監査役は当該会社の業務執行状況を監査する。
グループ各社に対する監査は、原則として子会社を対象として、別に定める「内部監査規程」に準じて実施する。内部監査報告書は社長に提出するものとする。また、監査の結果に基づいて、必要があれば社長はグループ各社に対して指導または勧告を行う。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役は、監査役の職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、会社に対して常設ないしは臨時で人員を配置するよう要請できるものとする。

7．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役より、監査業務の補助の要請を受けた使用人は、その要請された業務の遂行に関して、監査役の指示に従い、取締役等の指揮命令を受けない。

8．当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
（1）監査役は当社及びグループ各社の取締役会その他の重要な経営会議に出席し、報告を求めることができる。また、監査役が必要と判断する会議の議事録について回覧ができる。
（2）著しい損失や重大なコンプライアンス違反が発生または発生のおそれがある場合は、当社及びグループ各社の担当取締役は監査役に対して遅滞なく報告を行う。
（3）監査役はいつでも必要に応じ、当社及びグループ各社の取締役に対して報告を求めることができることとする。

9．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに処理するものとする。

10．その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
監査役は、取締役、使用人、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催することとする。

11．財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

「内部統制システムの整備状況」
1．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制につきましては、法令・社内規程（文書管理規程）に基づき、全部門の文書の分類、並びに保存責任部署及び保存期間の明確化を行うことで、必要な関係者が常時これらの文書を閲覧できる体制を整備しております。
2．損失の危険の管理に関する規程その他の体制につきましては、当社グループにおけるリスクの洗出しを行った上で、各リスクの責任部署及び対応策を明確にしております。また、リスクの管理状況については、内部監査チームが定期的に各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を管理本部担当役員及び社長に報告する体制としており、各本部のリスクを一元的且つ体系的に管理する体制を整備しております。
3．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制につきましては、当社は、チーフ・コンプライアンス・オフィサー及び複数のコンプライアンス・オフィサーからなるコンプライアンス委員会を組織しております。コンプライアンス委員会では定期的な会合の他、必要に応じて随時コンプライアンス施策を協議し、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識の維持・向上に努めております。また、従業員からの相談窓口としてコンプライアンス相談窓口及び顧問弁護士宛の内部通報窓口を設置する等、コンプライアンスリスクの抑制に努める体制を整備しております。

4. 株式会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制につきましては、「関係会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行う体制を整備しております。また、関係会社に対する監査は、原則として子会社を対象として監査を実施し、監査の結果に基づいて、必要があれば社長が関係会社に対して指導または勧告を行う体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況につきましては、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、並びに、これらと係わりのある企業や団体、個人とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、これらによる不当要求は断固として拒否することを、役職員行動規則において、遵守事項として掲げております。また、反社会的勢力への対応マニュアルを整備している他、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整えております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ買収防衛策は、特に設けておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

（1）適時開示体制の概要
当社は、経営の透明性や公正性を保ち、迅速かつ適切な情報開示を行うことを経営における重大な義務であると認識し、常に投資家の皆様の視点に立った会社情報の公正かつ適切な開示に最大限の努力を図っております。
当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則等に基づき、会社情報の開示行っております。また上記に該当しない情報であっても、経営の透明性を高めると判断した情報については積極的な情報開示に努めております。

（2）会社情報の適時開示に係る社内体制
当社は、専務取締役管理本部担当を情報開示責任者とし、情報開示担当部署を経営企画部としております。重要事項が決定された場合または発生した場合には、関連部署からの情報を集約・確認・管理し、代表取締役社長及び情報管理責任者の判断により、迅速に適時開示を行います。
証券取引所への情報開示については、取締役会の決議を要するものは決議後、それ以外のものは代表取締役社長への報告後、東京証券取引所への事前説明を行った上で、速やかに「TDnetオンライン登録システム」へ情報登録を行うとともに、当社ホームページへ掲載を行います。
なお、常勤監査役は、取締役会、社長会、その他重要な会議に出席して重要事項の内容を把握し、情報収集及び情報開示体制についても随時チェックを行っております。

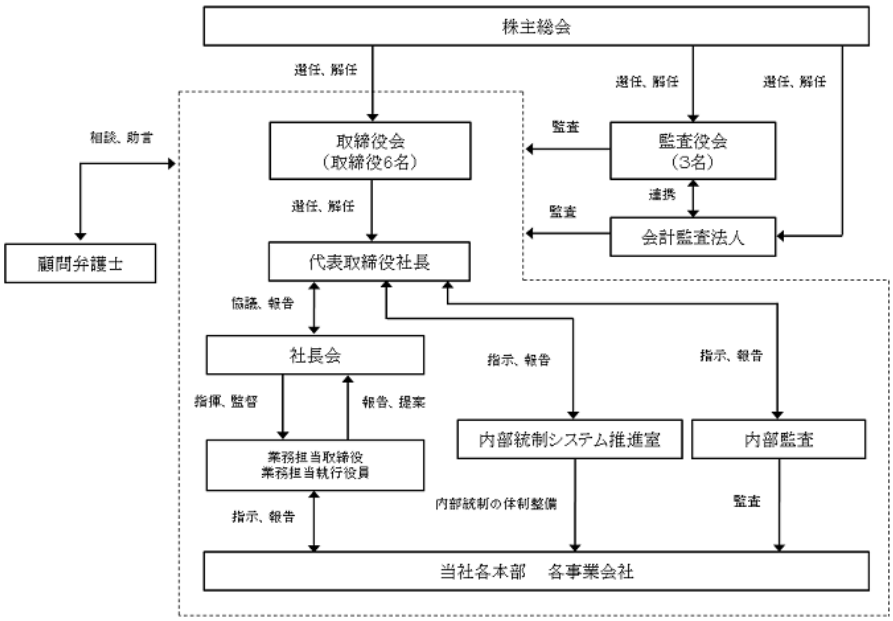

適時開示体制の概要（模式図）

